

福岡市認知症カフェ開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市認知症カフェ開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、認知症カフェを開設する団体に対し補助金を交付することにより、市内に広く新たな認知症カフェの開設を促進することで、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようにするとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減すること及び地域住民への認知症の啓発を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において認知症カフェとは、認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家等を交え、相談、相互交流、情報交換等ができる活動拠点をいう。

(補助対象団体)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福岡市内で認知症カフェを開設する団体であること。
- (2) 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

2 補助金の補助対象団体は、公募により募集する。

(補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす認知症カフェを運営する事業とする。ただし、オンラインで実施する場合には、第1号、第2号は除く。

- (1) 複数の人が同時に過ごすことができる十分なスペースがあること
- (2) カフェ形式に机等を配置し、安心して参加できる雰囲気であること
- (3) 原則として月1回以上開設し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすること
- (4) 開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、周知すること
- (5) 3年は継続した事業実施が見込まれること
- (6) 認知症カフェを運営するスタッフのうち、認知症の人、並びにその家族からの相談に対応できる人員（医療・介護の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者など）を1名以上配置すること
- (7) 地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域の関係者等と連携を図るとともに、市民ボランティア（認知症サポーター及び市民など）の積極的な参加を促進し、地域に開かれた場となるように努めること

2 補助対象団体が行う事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 福岡市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りでない
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

（補助対象経費）

第 6 条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費を除き、事業に直接必要な経費であって、別表 1 に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象団体の運営に係る経費
- (2) 補助対象団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- (3) 補助対象団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 補助対象経費以外の経費と識別することが困難な経費
- (5) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表 2 に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、同表に掲げる額を限度として、予算の範囲内で交付する。

2 補助金は、1 事業につき、3 年を限度として交付することができるものとする。

（補助金の申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、認知症カフェ開設支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 1）
- (2) 事業収支計画書（様式第 1 号の 2）
- (3) 申請団体の規約及び役員名簿（様式第 1 号の 3）
- (4) 補助金申請の前年度に申請団体が行った事業の実施状況がわかる書面（事業報告書等）及び決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(暴力団の排除)

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、この条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は補助事業を行う者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助団体に対し当該申請者又は当該補助団体が法人であるときは、その役員の氏名（振り仮名を付したものの）、生年月日などの個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、認知症カフェ開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって当該申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助対象事業の変更)

第11条 補助金の交付を受ける団体（以下「補助団体」という。）は、前条第1項の規定による通知を受けた後において、次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ認知症カフェ開設支援事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。市長は、その内容を審査し、補助金を変更すべきものと認めたときは、速やかに認知症カフェ開設支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第4号）をもって当該申請団体に通知するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微の変更を除く。）をする場合

(代表者及び役員の変更)

第12条 補助団体は、代表者又は役員を変更したときは、認知症カフェ開設支援事業補助金代表者変更届（様式第3号の1）又は役員名簿（様式第1号の3）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付辞退)

第13条 補助団体は、第10条第1項の規定による通知を受けた後において、補助対象事業を中止又は廃止により補助金の交付を辞退する場合には、認知症カフェ開設支援事業補助金交付辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。市長は、その内容を審査し、速やかに認知症カフェ開設支援事業補助金交付辞退承認通知書（様式第6号）をもって当該申請団体に通知

するものとする。

（補助金の交付時期）

第 14 条 市長は、事業完了後に補助団体より、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部又は全部を事業の途中で交付することができるものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第 15 条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

（関係書類の整備）

第 16 条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（実績報告）

第 17 条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに認知症カフェ開設支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書（様式第 7 号の 1）
- (2) 事業収支計算書（様式第 7 号の 2）
- (3) 補助対象事業の経過、成果を証する書類等市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 18 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを認知症カフェ開設支援事業補助金実績調査確認書（様式第 8 号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体に認知症カフェ開設支援事業補助金確定通知書（様式第 9 号）をもって通知しなければならない。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 33 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表 1（第 6 条関係）

補助対象経費	
講師等への謝礼	外部から招く講師等への謝礼金
交通費	講師及びボランティアの交通費
会議等の経費	資料コピー・印刷代
備品の購入費	事業の実施に必要な備品の購入費（1 品 5 万円を上限とする）
消耗品・材料等の購入費	事業の実施に必要な消耗品、材料・茶菓等の購入費
借上げ等の費用	会場借上料、車両・機器等の賃借料
役務費	切手・はがき代等の郵便料、各種保険料等
その他事業の実施に当たり市長が認めるもの	

別表 2（第 7 条関係）

事業区分	補助率		補助限度額
新規開設	1 年目	5 分の 4 以内	100,000 円
	2.3 年目	2 分の 1 以内	50,000 円
その他（※）	1 年目	5 分の 4 以内	50,000 円
	2.3 年目	2 分の 1 以内	25,000 円

※ 既に開設されている地域住民等が自由に参加できる集いの場（既存の認知症カフェや地域カフェ、ふれあいサロン等）が補助金の交付申請時点において、第 5 条第 1 項各号に掲げる認知症カフェの要件を満たす場合

(様式第 1 号)

認知症カフェ開設支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名

年度認知症カフェ開設支援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請団体が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

また、本件申請に当たり市に提出した個人情報の取扱いについては下記の事項に同意します。

○「市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認のため、市が税務担当課に当該申請書、関係書類その他必要書類を開示し、申請団体の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の納付状況の照会に使用すること。

○市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用すること。

記

1 カフェの名称

2 交付申請額 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 1）
- (2) 事業収支計画書（様式第 1 号の 2）
- (3) 申請団体の役員名簿（様式第 1 号の 3）
- (4) 定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法について定めるもの
- (5) 補助金申請の前年度に申請団体が行った事業の実施状況がわかる書面（事業報告書等）及び決算書
- (6) 認知症カフェ開催予定会場の位置図及び写真（建物外観及び会場内）

事業計画書

認知症カフェ開設支援事業補助金の補助対象となる事業	カフェの名称	
	運営団体の名称	
	事業区分	☐ 新規事業（ 年目） ☐ その他（ 年目）
	カフェ運営に関して福岡市の他の補助金受給	☐ 有 ☐ 無 ※有りの場合は受給ができません。
	事業目的	
	事業の内容	
	開催日時	毎月第 曜日 時 ～ 時 実施予定
	会場	【建物名】 【住所】 【利用可能人数 人】
	今後３年間の展望	
	運営スタッフ	【運営スタッフ 計 名】 うち認知症の人などからの相談に応じるもの 名 （※職種： ）
	地域の関係者等との連携策	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
担当者	フリガナ 氏 名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

※認知症カフェ開催予定会場の位置図及び写真（建物外観及び会場内）を添付すること。

事業収支計画書

カフェの名称

団体名

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
補助金(交付申請額)(A)		
自己資金等(B)		
自主財源		
寄付・協賛金		
参加費など		
総 額(C)=(A)+(B)		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
補助対象経費(D)		
講師等への謝礼		
交通費		
会議等の経費		
備品の購入費		
消耗品・材料等の購入費		
借り上げ等の費用		
役務費		
その他		
補助対象外経費(E)		
合計(F)=(D)+(E)		※収入総額(C)と同額

※補助対象経費の区分については要綱 別表1 (P.6) を参照

(様式第 1 号の 3)

申請団体の役員名簿

【団体名： 】

[illegible]

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

(様式第 2 号)

認知症カフェ開設支援事業補助金交付決定通知書

福認第 号
 年 月 日

様

福 岡 市 長

年 月 日付をもって申請のあった認知症カフェ開設支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 カフェの名称

2 補助決定金額 円

3 補助金交付予定時期

4 補助条件

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 14 日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市認知症カフェ開設支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

(様式第 3 号)

認知症カフェ開設支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名

年 月 日付 福認第 号で交付決定の通知を受けた補助金について
交付の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 カフェの名称

2 変更申請額 円

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 事業計画書 (変更後)
- (2) 事業収支計画書 (変更後)

(様式第 3 号の 1)

認知症カフェ開設支援事業補助金代表者変更届

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名

年 月 日付で当団体の代表者を下記のとおり変更しましたので提出します。

記

新	役 職 名	
	住 所	
	フリ ガナ 氏 名	
	生年月日	
旧	役 職 名	
	住 所	
	氏 名	

代表者は、本件届出に当たり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、代表者が暴力団員又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

(様式第 4 号)

認知症カフェ開設支援事業補助金交付変更決定通知書

福認第 号
年 月 日

様

福 岡 市 長

年 月 日付をもって申請のあった認知症カフェ開設支援事業補助金について、下記のとおり変更を決定しましたので通知します。

記

1 カフェの名称

2 補助金交付金額

- | | |
|------------|---|
| (1) 変更交付額 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 円 |
| (3) 変更増減額 | 円 |

3 補助条件

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 14 日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市認知症カフェ開設支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

(様式第 5 号)

認知症カフェ開設支援事業補助金交付辞退届

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付 福認第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、
下記のとおり交付の申請の辞退を届け出ます。

記

1 カフェの名称

2 辞退の理由

(様式第 6 号)

認知症カフェ開設支援事業補助金交付辞退承認通知書

福認第 号
年 月 日

様

福 岡 市 長

年 月 日付をもって辞退届出のあった認知症カフェ開設支援事業補助金について、辞退を承認しましたので通知します。

記

カフェの名称

(様式第 7 号)

認知症カフェ開設支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

住所
団体名
代表者職・氏名

年 月 日付 福認第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 カフェの名称
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施状況
 - (1) 事業実施状況報告書（様式第 7 号の 1、別紙）及び成果を証する書類等
 - (2) 事業収支計算書（様式第 7 号の 2）
- 4 補助金の交付決定額と精算額
 - (1) 補助金の交付決定額 円
 - (2) 補助金の精算額 円

事業実施状況報告書

認知症カフェ開設支援事業補助金の補助対象となる事業	カフェの名称	
	運営団体	
	事業区分	☐ 新規事業（ 年目） ☐ その他（ 年目）
	事業の効果	
	事業の内容	
	参加者の様子・感想等	
	事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	参加述べ人数	人 ※内訳は別紙参照
担当者	フリガナ 氏 名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

※ 成果を証する書類として、広報チラシや写真等を添付すること。

実施日時	参加者数				運営スタッフ		専門職等の者の職種
	認知症の本人	認知症の人の家族	地域住民	その他	運営員	ボランティア	
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
月 日()							
時 ~ 時							
合計							
参加者数(延)							

事業収支計算書

カフェの名称

団体名

1 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
補助金(精算額)(A)		
自己資金等(B)		
自主財源		
寄付・協賛金		
参加費など		
総 額(C)=(A)+(B)		

2 支出の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
補助対象経費(D)		
講師等への謝礼		
交通費		
会議等の経費		
備品の購入費		
消耗品・材料等の購入費		
借り上げ等の費用		
役務費		
その他		
補助対象外経費(E)		
合計(F)=(D)+(E)		※収入総額(C)と同額

※補助対象経費の区分については要綱 別表1 (P.6) を参照

(様式第 8 号)

認知症カフェ開設支援事業補助金実績調査確認書

年 月 日

確認者 所 属
職 名
氏 名

年 月 日付認知症カフェ開設支援事業実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記

(様式第9号)

認知症カフェ開設支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付認知症カフェ開設支援事業実績報告書により、同事業補助金の額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 カフェの名称
- 2 補助確定金額 円
- 3 補助条件 福岡市補助金交付規則及び福岡市認知症カフェ開設支援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること